

第 3 章 騒 音

第 1 節 騒音の現況

1 概 要

騒音は各種公害のなかでも、日常生活に特に関係の深いものであるが、その発生源は多種多様であり、音量、音質、発生時間等によって受ける被害も異なるため、多数の苦情が発生している。

昭和55年度の騒音苦情は、全苦情件数173件の21%に当たる36件を占めている。このうち、苦情内容を発生源別に見ると 商店飲食店営業に伴う騒音が20件と最も多く 次いで金属、機械、木材製造業等の工場騒音が5件、建築土木の建設騒音が3件である。また、特に一部地域では、飲食店営業に伴うカフオケによる騒音、大型自動車の走行に伴う騒音が問題になってきている。

2 各種騒音測定調査結果

(1) 自動車騒音調査

環境週間(6月5日～11日)の行事の一環として、鳥取市6地点(鳥取市今町 鳥取駅前、同市末広温泉町 日交旅行センター前、同市東町 鳥取県庁前、同市片原 大村薬局前、同市青葉町 鳥取警察署附近、同市吉方町・面谷外科附近)、倉吉市3地点(倉吉市明治町:打吹駅前、同市宮川町 宮川町ロータリー、同市上井町:倉吉駅前)、米子市6地点(米子市明治町 米子駅前、同市加茂町 中国電力前、同市角盤町 明治生命前、同市富士見町 消防署附近、同市西福原 鳥銀米子支店前、同市米原:隠樹建築事務所前)及び境港市3地点(境港市上道町 鳥銀境港支店前、同市湊町 境港公民館前、同市外江町 中国電気工事境港出張所前)、計18地点において、自動車騒音測定をし、併せて自動車台数(原付自動二輪車以上)を調査した。(表67)

この調査は騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市63ホン～68ホン(A)、倉吉市67ホン～70ホン(A)、米子市67ホン～73ホン(A)、境港市59ホン～67ホン(A)であり、鳥取駅前、県庁前、大村薬局前を除いて、環境基準相当とみなされる値に不適合であるが、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すれば、全地点とも限度以下である

(2) 環境騒音実態調査

昭和55年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(32地点)及び港湾埋立て事業に伴う騒音監視地点1市(8地点)計4市(40地点)で実施した調査の結果は表68のとおりである。

調査結果を見ると環境基準Aに相当する地域(主として住居の用に供される地域)は環境基

準相当に適合が悪い。反面環境基準Bに相当する地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）では環境基準相当の適合が良い。また、これを道路に面する地域と面さない地域でみても、道路に面する地域での環境基準相当への適合が特に悪いといえるが、しかし、いずれの地点においても、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車の騒音の限度はほとんど満足している。

表67 環境週間行事における自動車騒音測定調査結果

測定地点名				測定値、環境基準相当及び自動車騒音の限度						測定平均値の53～55年の対比						
地区 (測定月日)	測定地点名	所在地	道路が有する車線数	自動車騒音						自動車騒音 中央値ホン(A)			自動車台数 (台数/5分)			
				騒音レベル (中央値ホン(A))			環境基準相当値 (中央値ホン(A))		環境基準相当の否	自動車騒音の限度 (中央値ホン(A))	53年	54年	55年	53年	54年	55年
				最低値	最高値	平均値	相当	類型								
										区域の区分	度	度	度	度	度	度
鳥取市 (六月六日)	鳥取駅前附近	今町	2車線	62~65	63	B	65以下	○	第3種	75	67	64	63	72 (7)	67 (4)	70 (4)
	日交旅行センター前	末広温泉町	2車線 をこえる	67~70	68	"	"	×	"	80	70	67	68	145 (13)	87 (12)	171 (14)
	県庁前	東町	"	61~67	64	"	"	○	"	"	63	63	64	74 (8)	65 (7)	72 (7)
	大村薬局前	片原	2車線	63~67	65	"	"	○	"	75	-	67	65	-	80 (4)	81 (4)
	鳥取警察署附近	青葉町	"	66~69	68	A	55以下	×	第2種	70	-	71	68	-	147 (12)	129 (9)
	面谷外科附近	吉方町	2車線 をこえる	63~68	66	"	60以下	×	"	75	-	-	66	-	-	89 (5)
倉吉市 (六月十一日)	打吹駅前	明治町	2車線	66~77	70	B	65以下	×	第3種	80	64	66	70	48 (5)	48 (4)	50 (1)
	倉吉駅前通り	上井町	2車線 をこえる	67~72	69	"	"	×	"	"	67	72	69	102 (13)	113 (13)	114 (9)
	宮川町ロータリー	宮川町	"	64~70	67	"	"	×	"	"	66	69	67	95 (7)	95 (8)	112 (8)
米子市 (六月十日)	米子駅前	明治町	"	64~70	67	"	"	×	"	"	66	68	67	97 (11)	94 (11)	96 (11)
	中国電力前	加茂町	"	70~72	71	"	"	×	"	"	69	71	71	156 (22)	164 (20)	178 (23)
	明治生命前	角盤町	"	71~72	71	"	"	×	"	"	70	71	71	151 (18)	152 (20)	167 (22)
	消防署附近	富士見町	"	67~70	69	"	"	×	"	"	-	70	69	-	135 (12)	132 (10)
	鳥銀米子支店前	西福原	"	72~75	73	"	"	×	"	"	-	73	73	-	180 (17)	189 (18)
隠樹建築事務所前	米原	"	67~71	68	A	"	×	第2種	"	-	-	68	-	-	163 (18)	
境港市 (六月十三日)	鳥銀境港支店前	上道町	2車線	64~71	67	"	"	×	"	75	67	69	67	65 (10)	59 (7)	65 (6)
	境港公民館前	湊町	"	62~67	63	"	55以下	×	"	70	-	65	63	-	56 (6)	57 (6)
	中国電気工事境港出張所前	外江町	"	57~61	59	"	"	×	"	"	58	61	59	27 (1)	31 (3)	30 (3)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定。()内は内数で大型車数を示す。

表68 昭和55年度環境騒音実態調査結果

地区(測定月日)	区 分			車線数	測 定			
	測定場所	所在地	面する道路名		騒音〔ホン(A)〕			
					中 央 値			
					朝	昼間	夕	夜間
鳥取市(十月九日)	市立修立小学校前	吉方町	国道29号線	2	68	66	68	49
	クフント	"	"	"	43	41	37	40
	鳥取市文化ホール前	吉方温泉町	県道福部鳥取線	2	58	65	65	52
	"	"	"	"	48	47	45	42
	喫茶「パルーア」前	田園町	国道29号線	2	61	68	65	49
	"	"	"	"	43	41	41	38
倉吉市(十一月十三日)	鳥取ストア前	天神町	国道53号線	4	69	70	65	53
	"	"	"	"	48	46	44	46
	倉吉ホーム電業前	大正町	国道313号線(ハイパス)	2	66	64	58	49
	中部医師会館前	"	"	"	49	46	40	39
	善正寺前	河原町	国道313号線	2	71	65	61	49
	"	中庭	"	"	54	48	42	45
米子市(十一月六日)	市立倉吉西中裏	秋喜	地方道倉吉赤碓中山線	2	56	58	55	48
	倉吉西高クフント横	"	"	"	44	47	46	42
	中国電気工事前	八屋	国道179号線	4	60	69	68	49
	倉吉市農協支所横	"	"	"	40	46	31	37
	戸口田医院前	上福原	県道皆生西原線	4	52	64	59	50
	戸口田医院裏	"	"	"	40	41	38	35
境港市(十一月二日)	田辺外科医院前	道笑町	国道181号線	2	59	70	67	62
	建設省職員宿舍前	"	"	"	41	41	41	38
	高野産業第二倉庫前	氏園町	国道9号線	2	71	71	70	62
	鉄道宿舍裏	"	"	"	46	45	44	41
	建設省米子出張所前	車尾	国道9号線	4	68	72	70	56
	"	"	"	"	49	52	46	42
米子市(十月二十九日)	境公民館前	湊町	県道彦名境港線	2	63	61	57	44
	境小学校裏	"	"	"	40	42	35	39
	山陰合銀外江支店前	外江町	県道彦名境港線	2	46	53	50	43
	松本宅横	"	"	"	32	36	38	37
	順天堂ハウジングクフント前	東本町	県道境港線	2	51	60	54	39
	"	"	"	"	39	41	40	38
	都田水産前	上道町	地方道米子境線	4	58	65	57	51
	"	"	"	"	43	44	42	38
	北陽タイヤサーヒス前①	※竹内町	地方道米子境線	4	64	66	53	50
	安達正治宅前⑤	※"	"	"	39	42	40	37
	浜田フロック工業②	※"	地方道米子境線	4	68	64	57	52
	旧米南分校クフント⑥	※"	"	"	39	44	44	38
武良水産加工場前③	※高松町	地方道米子境線	4	64	66	61	56	
鈴木豊徳宅前⑦	※"	"	"	40	45	43	39	
工業試験場入口④	※新屋町	地方道米子境線	4	62	69	61	55	
"	※内	"	"	40	42	43	37	

② 時間区分(昼間 午前8時~午後7時、朝夕 午前6時~午前8時と午後7時~午後10時、測定時間(午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時以降の計6回/日)の各時間

結 果				基準(相当としてとらえた場合)並びに限度との対比																	
交通量(台/10分)				騒音に係る環境基準(相当)及び自動車騒音の限度																	
朝	昼間	夕	夜間	相当類型	環境基準(相当) ホン(A)								規制地域	自動車騒音の限度 ホン(A)							
					基準値、中央値以下				基準値との適(○)、否(×)					限度、中央値				限度との適(○)、否(×)			
					昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	昼間		朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間		
333	209	209	33	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	×	○	×	○		
64	158	197	50	B	55	60	55	○	○	×	○	3	75	70	65	○	○	○	○		
65	303	228	49	B	65	60	55	×	×	×	○	3	75	70	65	○	○	○	○		
332	265	182	46	B	65	65	60	×	×	○	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
216	152	99	16	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	×	○	○	○		
118	87	63	18	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	×	○	○	○		
35	53	48	14	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55	○	○	○	○		
68	247	200	40	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
46	172	127	42	A	50	45	40	○	○	○	○	2	75	70	60	○	○	○	○		
72	199	146	51	B	65	60	55	○	×	×	×	3	75	70	65	○	○	○	○		
256	223	183	46	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65	×	○	○	○		
143	350	277	66	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
122	104	77	17	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55	○	○	○	○		
22	54	51	16	A	55	50	45	○	○	○	○	2	70	65	55	○	○	○	○		
24	44	32	3	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65	○	○	○	○		
84	116	73	22	B	65	65	60	○	○	○	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
277	144	54	20	B	65	65	60	○	×	○	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
217	150	63	26	B	65	65	60	×	○	○	○	3	80	75	65	○	○	○	○		
177	155	93	27	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60	○	○	○	○		
118	151	88	26	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60	○	○	○	○		
				"	50	45	40	○	○	○	○										

夜間 午後10時~翌日の午前6時) 区分の平均値。

第2節 騒音の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表69）

なお、当環境基準は、地域の類型あてはめ制をとっているが本県においては、昭和56年3月31日現在、地域の類型あてはめは行っていない。

表69 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝・夕	夜間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (註) 1 AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
- 2 Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表70 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	作 業 話 能 率 解 の 低 下	心 理 的 反 応 (不 快 感)	ホ	ノ	状	況
			140	極度の聴力障害		
			130	最大可聴限界		
			120	飛行機のエンジンノの近く		
			110	自動車のクックション、船の機関室内		
			100	高速列車の近傍		
			90	組立工場、やかましい地下鉄		
			80	交通のはげしい交差点		
			70	電話のヘル(1m)		
			60	会話(1m)、一般の事務室内		
			50	普通の事務室、静かな住宅地		
			40	静かな図書館		
			30	深夜、ラジオ・テレビ放送のスタジオ内		
			20	人のささやき		
			10	木の葉の音		
0						

(2) 騒音規制法

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し(法第3条第1項)、この指定地域内にある工場、事業場における事業活動に伴う騒音(法第2条第1項及び第2項)、建設工事に伴って発生する騒音(法第2条第3項)を規制するとともに、自動車から発生する騒音の許容限度(法第16条)を定め、更に道路交通に起因する自動車騒音について対策を要請(法第17条)できるとしている。

本県における地域指定状況は、表71と表72のとおりである。

表71 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 町 村 名
昭 和 49 年 9 月 17 日 (県 告 示 第 778 号 ~ 第 780 号)	鳥 取 市 及 び 米 子 市 の 一 部
昭 和 50 年 5 月 30 日 (県 告 示 第 476 号 ~ 第 478 号)	倉 吉 市 及 び 境 港 市 の 一 部
昭 和 54 年 7 月 6 日 (県 告 示 第 575 号 ~ 第 577 号)	国 府 町 、 郡 家 町 及 び 日 吉 津 村 の 一 部

表72 騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域並びに自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。
	用途地域	
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち学校、保育所、病院診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
	第2種住居専用地域	
第2種区域 住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域。	第2種住居専用地域	
	住居地域	
第3種区域 住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域。	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	工業地域	第2号区域
	工業専用地域	
指定地域から除外	工業専用地域	指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備置き一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設(政令第1条)を設置している工場及び事業場(特定工場等という。)である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、知事(指定地域市町村長に事務委任。以下同じ)は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表73 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	朝 夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50 ホン	45 ホン	45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン	50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン	65 ホン

<基準値は特定工場等(騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。>

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれる場合においては、必要な勧告、命令の措置を採ることができる。

表74 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

特定建設作業		①くい打機（もんけん機を除く）くい機又はくい機を用いる圧入式作業を除く。	②びょう打機を使用する作業。	③さく岩機を使用する作業（1日50m以上移動する作業を除く。）	④空気圧縮機（電動機出力15kW以上のもの）を使用する作業（動力除く）	⑤コンクリートポンプ（容量0.45m ³ 以上又はアスファルト（容量）を輸送するモルタル製を設ける場合を除く。）	適用除外
規制項目							
作業場所の敷地境界線から30mの地点における騒音		85ホンをこえないこと	80ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後9時～午前6時	午後9時～午前6時	午後9時～午前6時	災害、非常事態人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	
作業時間の長さの制限	1号区域	1日10時間	1日10時間	1日10時間	1日10時間	1日10時間	1日で完了する作業、災害の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日14時間	1日14時間	1日14時間	1日14時間	1日14時間	
連続して作業することのできる日数	1号区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以内	災害、非常事態、人の生命、危険防止
	2号区域				2ヶ月以内	2ヶ月以内	
作業を禁止する日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	災害、非常事態人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が

自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内にあって、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

表75 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
		昼 間	朝・夕	夜 間
1	第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55ホン	50ホン	45ホン
2	第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60ホン	55ホン	50ホン
3	第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホン	55ホン
4	第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホン	60ホン
5	第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホン	60ホン
6	第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホン	65ホン
7	第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80ホン	75ホン	65ホン

(3) 鳥取県公害防止条例（昭和46年10月12日鳥取県条例第35号）

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているが、これを条例により騒音関係特定施設（表76）として、昭和47年4月1日から規制が行われており 規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表76 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施 設 名	規 模
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

又、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場のすべての事業活動に伴う深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか 例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、 ソフト演奏、カフオケ及びきょうしんなどの騒音も含めて規制を行っている。

表77 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50 ホン
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65 ホン
3. 1及び2に掲げる区域以外の区域。	45 ホン

(4) 航空機騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づく、「航空機騒音に係る環境基準」については、昭和48年12月27日付環境庁告示第154号により騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）として定められている。（表78）

本県においては、鳥取市に鳥取空港（管理者：鳥取県）と境港市に美保飛行場（管理者 防衛庁、共用飛行場）の2つがあり、環境基準に基づく飛行場の区分は、鳥取空港の場合第3種空港に該当する飛行場であるが、離着陸回数が1日当たり10回以下の飛行場である。また、美保飛行場の場合は、自衛隊等が使用する飛行場であり、第2種空港Aに準ずる飛行場に該当するものであるが、両飛行場とも現在、環境基準の地域の類型あてはめは行っていない。

表78 航空機騒音に係る環境基準について

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定 評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては 航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位W ECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$d B(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

- 3-1 環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港(福岡空港を除く)	A	
		B	10年以内
新東京国際空港			

既設飛行場	第一種空港（新東京国際空港を除く）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	<p>1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。</p> <p>2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。</p>
-------	-------------------------	--------------------	--

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする
- 3 航空機騒音防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

2 特定施設等の届出状況

(1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表79 特定施設の種別届出数

(昭和56年3月31日現在)

種類	市町村名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	計
1	金属加工機械	160	112	66	17	—	—	4	359
2	空気圧縮機等	266	127	88	56	—	2	124	663
3	土石用破碎機等	13	—	—	2	—	—	—	15
4	織機	—	—	—	—	—	—	—	0
5	建設用資材製造機械	2	6	3	—	—	1	—	12
6	穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	0
7	木材加工機械	54	123	58	6	—	3	14	258
8	抄紙機	1	—	—	—	—	1	14	16
9	印刷機械	101	72	29	—	—	5	—	207
10	合成樹脂用射出成形機	10	—	10	—	—	—	—	20
11	鑄型造形機	—	11	—	—	—	—	—	11
	計	607	451	254	81	0	12	156	1561
	届出工場事業場	104	80	47	22	0	9	4	266

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表80 特定建設作業の種別届出数

(昭和55年度中)

種類	市町村名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	計
1	くい打機等を使用する作業	15	26	29	6	—	—	—	76
2	びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	—	0
3	さく岩機を使用する作業	9	20	3	—	—	—	—	32
4	空気圧縮機を使用する作業	—	—	—	1	—	—	—	1
5	コンクリートプンプ等を使用して行う作業	—	—	—	—	—	—	—	0
	計	24	46	32	7	0	0	0	109

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表81 騒音関係特定施設届出数

(昭和56年3月31日現在)

施設名	市町村名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	計
クレーンクレーン		188	153	26	18	—	5	—	390
届出事業場		116	101	24	13	—	3	—	257

第 4 章 振 動

第 1 節 振動の現況

1 概 要

振動は、その発生源が生産工場、建築 土木工事、交通機関等が主体となっており、騒音と同様に感覚的、かつ、心理的な要素が加わり、不快感や気分がイライラする等の被害を与え、また振動が大きかったり、発生源が近接している場合は、壁、タイル等のヒビ割れ、屋根カワフのズレ等の物的被害を生じる。(表82)

昭和55年度の全苦情件数173件のうち、振動苦情は7件(4%)であり、昨年の3件に比し増加している。

苦情の内容を発生源別に見ると、建築土木工事に伴うものが3件、鉱業施設採石場に伴うものが2件となっている。

振動の規制に関しては、振動規制法が昭和51年6月10日付法第64号で公布、同年12月1日から施行され、本県においても、昭和53年6月9日規制地域の県告示をし、6月19日から、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の一部について施行している。

表 82 地震と振動レベル

気象庁震度階級 (1949年)	
0 無感 (No feeling)	人体に感じないで地震計に記録される程度 加速度 0.8 gal (55dB) 以下
I 微震 (slight)	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震 0.8 ~ 2.5 gal (55 ~ 65dB)
II 軽震 (Weak)	大ぜいの人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震 2.5 ~ 8.0 gal (65 ~ 75dB)
III 弱震 (Rather strong)	家屋がゆれ、戸、障子がカタカタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ器内の水面の動くのがわかる程度の地震 8.0 ~ 25.0 gal (75 ~ 85dB)
IV 中震 (strong)	家屋の震動が激しく すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いて

気象庁震度階級 (1949年)

いる人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震

250～800 gal (85～95dB)

V 強震 (Very strong)

壁に割目がいり、墓石、石どうろが倒れたり 塵突、石垣などが破損する程度の地震

800～250.0 gal (95～105dB)

VI 烈震 (Disastrous)

家屋の倒壊は30%以下で山くずれが起き地割れを生じ、多くの人々はすわっていることができない程度の地震

2500～4000 gal (105～110dB)

VII 激震 (Very Disastrous)

家屋の倒壊が30%以上におよび、山くずれ、地割れ、断層などを生ずる。

4000 gal (110dB) 以上

2 各種振動測定調査結果

(1) 道路交通振動調査

環境週間(6月5日～11日)の行事の一環として、鳥取市6地点(鳥取市今町 鳥取駅前、同市末広温泉町:日交旅行センター前、同市東町:鳥取県庁前、同市片原 大村薬局前、同市青葉町 鳥取警察署附近、同市吉方町 面谷外科附近)、倉吉市3地点(倉吉市明治町 打吹駅前、同市宮川町 宮川町ロータリー、同市上井町 倉吉駅前)、米子市6地点(米子市明治町 米子駅前、同市加茂町 中国電力前、同市角盤町 明治生命前、同市富士見町 消防署附近、同市西福原 鳥銀米子支店前、同市米原 隠樹建築事務所前)及び境港市3地点(境港市上道町 鳥銀境港支店前、同市湊町 境公民館前、同市外江町 中国電気工事境港出張所前)計18地点において道路交通振動測定をし併せて自動車台数(原付自動二輪車以上)を調査した。(表83)

この調査は振動規制法に基づき測定方法で行い、その80パーセントレンジの上端値の平均値で見れば、鳥取市43テンヘル～48テンヘル(以下「dB」と記す)、倉吉市40dB～49dB、米子市43dB～52dB、境港市39dB～50dBであり、いずれの地点においても振動規制法第16条に基づき指定地域内における道路交通振動の限度と比較すれば限度以下である

(2) 環境振動実態調査

昭和55年度中に、振動規制法に基づき規制地域の指定を行っている4市(16地点)及び港湾埋立て事業に伴う振動監視地点1市(4地点)計4市(20地点)で実施した調査結果は表84のとおりである。

調査結果を見ると いずれの地点においても、振動規制法第16条に規定する指定地域内にお

ける道路交通振動の限度以下である。

表83 環境週間行事における道路交通振動測定調査結果

測定地点名				測定値及び道路交通振動の限度					測定平均値の53～55年度の対比						
地区 (測定月日)	測定地点名	所在地	道路が有する車線数	振動レベル 〔80%レンジ上端値(dB)〕			道路交通振動の限度 (80%レンジ上端値(dB))		限度との適否	道路交通振動 〔80%レンジ上端値(dB)〕			自動車台数 (台数/10分)		
				最低値	最高値	平均値	区域の区分	53年度		54年度	55年度	53年度	54年度	55年度	
鳥取市 (六月六日)	鳥取駅前附近	今町	2車線	44～50	48	第2種	70	○	43	50	48	144 (14)	131 (9)	140 (7)	
	日交旅行センター前	末広温泉町	2車線をこえる	47～52	48	"	"	○	42	44	48	289 (26)	175 (24)	341 (28)	
	県庁前	東町	"	42～45	44	"	"	○	41	44	44	148 (15)	130 (13)	143 (14)	
	大村薬局前	片原	2車線	41～49	45	"	"	○	-	43	45	-	160 (8)	162 (8)	
	鳥取警察署附近	青葉町	"	42～45	44	第1種	65	○	-	39	44	-	294 (24)	258 (19)	
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	41～45	43	"	"	○	-	-	43	-	-	177 (10)	
倉吉市 (六月十一日)	打吹駅前	明治町	2車線	37～43	40	第2種	70	○	41	45	40	97 (5)	97 (9)	99 (9)	
	倉吉駅前通り	上井町	2車線をこえる	47～50	49	"	"	○	53	48	49	204 (26)	226 (26)	228 (18)	
	宮川町ロータリー	宮川町	"	44～50	46	"	"	○	49	49	46	190 (15)	190 (16)	223 (15)	
米子市 (六月十日)	米子駅前	明治町	"	50～54	52	"	"	○	54	53	52	194 (22)	188 (22)	192 (21)	
	中国電力前	加茂町	"	47～51	50	"	"	○	49	52	50	311 (43)	327 (57)	356 (45)	
	明治生命前	角鑑町	"	45～48	46	"	"	○	51	51	46	302 (35)	303 (41)	333 (43)	
	消防署附近	富士見町	"	47～50	48	"	"	○	-	48	48	-	269 (24)	263 (20)	
	鳥銀米子支店前	西福原	"	48～52	49	"	"	○	-	53	49	-	360 (33)	377 (36)	
	隠樹建築事務所前	米原	"	41～44	43	第1種	65	○	-	-	43	-	-	326 (36)	
境港市 (六月十三日)	鳥銀境港支店前	上道町	2車線	48～49	48	"	"	○	42	44	48	130 (20)	118 (14)	129 (12)	
	境公民館前	湊町	"	48～54	50	"	"	○	-	50	50	-	112 (13)	113 (12)	
	中国電気工事境港出張所前	外江町	"	36～44	39	"	"	○	41	41	39	52 (2)	61 (5)	59 (6)	

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定。
()内は内数で大型車数を示す。

表84 昭和55年度環境振動実態調査結果

区 分				測定結果				限度との対比							
地区 (測定月日)	測定場所名	所在地	面する道路名	車 線 数	振動(dB)		交通量 (台/10分)		規制 地域	道路交通振動の限度(dB)					
					80%レン ン上端		昼間	夜間		昼間	夜間	80%レン ン上端		限度との 適○否×	
					昼間	夜間						昼間	夜間	昼間	夜間
					昼間	夜間						昼間	夜間	昼間	夜間
鳥取市 (十月九日)	市立修立小学校前	吉方町	国道29号線	2	34	29	209 (9)	152 (2)	1	65	60	○	○		
	鳥取市文化ホール前	吉方温泉町	県道福部鳥取線	2	48	39	158 (8)	90 (4)	2	70	65	○	○		
	喫茶「パルーア」前	田園町	国道29号線	2	45	34	303 (24)	98 (4)	2	70	65	○	○		
	鳥取ストア前	天神町	国道53号線	4	42	37	265 (25)	151 (7)	2	70	65	○	○		
倉吉市 (十一月十三日)	倉吉ホーム電業前	大正町	国道313号線 (ハイパス)	2	43	31	152 (15)	87 (2)	1	65	60	○	○		
	善正寺前	河原町	国道313号線	2	43	34	87 (9)	54 (5)	1	65	60	○	○		
	市立倉吉西中裏	秋喜	地方道倉吉赤碕 中山線	2	34	32	53 (5)	28 (1)	1	65	60	○	○		
	中国電気工事前	八屋	国道179号線	4	39	32	247 (14)	87 (5)	2	70	65	○	○		
米子市 (十一月十日)	戸口田医院前	上福原	県道皆生西原線	4	32	27	172 (4)	64 (1)	1	65	60	○	○		
	田辺外科医院前	道笑町	国道181号線	2	51	49	199 (22)	80 (13)	2	70	65	○	○		
	高野産業第二倉庫前	祇園町	国道9号線	2	49	44	223 (28)	133 (18)	2	70	65	○	○		
	建設省米子出張所前	車尾	国道9号線	4	50	43	350 (34)	138 (16)	2	70	65	○	○		
境港市 (十二月十九日 ※日)	境公民館前	湊町	県道彦名境港線	2	45	41	104 (7)	59 (5)	1	65	60	○	○		
	山陰合銀外江支店前	外江町	県道彦名境港線	2	35	32	54 (5)	27 (2)	1	65	60	○	○		
	順天堂ハウジング前	東本町	県線	2	38	34	44 (1)	16 (1)	2	70	65	○	○		
	都田水産前	上道町	地方道米子境線	4	47	37	116 (25)	50 (6)	2	70	65	○	○		
	北陽タイヤサービスKK①	※竹内町	地方道米子境線	4	37	33	144 (25)	93 (5)	2	70	65	○	○		
	浜田フロック工業入口②	※	地方道米子境線	4	38	33	150 (23)	83 (6)	2	70	65	○	○		
工業試験場入口④	武良水産加工場前③	※	地方道米子境線	4	43	31	155 (22)	81 (6)	1	65	60	○	○		
	工業試験場入口④	※新屋町	地方道米子境線	4	47	32	151 (28)	65 (5)	1	65	60	○	○		

註) 時間区分(昼間 午前8時～午後7時、夜間 午後7時～翌日の午前8時)
測定時間(午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時以降の計6回/日)の各時間区分の
平均値

第2節 振動の防止対策

1. 法による規制

(1) 振動規制法（昭和51年12月1日施行）では、都道府県知事が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動（法第2条）について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしている。

本県における地域指定状況は表85と表86のとおりである。

表85 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 名
昭和53年6月9日 (県告示第531号～第533号)	鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の一部

表86 振動規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する振動について規制する区域並びに道路交通振動の限度に係る区域	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域	第1号区域 (工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む)
	第2種住居専用地域	
第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	住 居 地 域	
	近 隣 商 業 地 域	
	商 業 地 域	
指 定 地 域 から 除 外	準 工 業 地 域	第2号区域
	工 業 地 域	
指 定 地 域 から 除 外	工 業 専 用 地 域	指 定 地 域 から 除 外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所公害担当課に備え置き一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場振動

工場、事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、知事（指定地域市町村長に事務委任。以下同じ。）は規制基準に適合しない振動を発生することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、振動の防止の方法等に関し、改善等の勧告及び改善命令を行なうことができる。

表 87 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第 1 種 区 域	60 アンヘル	55 アンヘル
第 2 種 区 域	65 アンヘル	60 アンヘル

〔基準値は特定工場（振動規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。〕

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する振動が一定の基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、振動の防止の方法等に関し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。

表88 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

特定建設作業 規制項目	①くい打機（もんげん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業				②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	③舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	④ブレーカー（手持式的ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	適用除外
	作業場所の敷地境界線振	75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	75アンペルを超えないこと	75デシベルを超えないこと			
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～ 午前7時	午後7時～ 午前7時	午後7時～ 午前7時	午後7時～ 午前7時			災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～ 午前6時	午後10時～ 午前6時	午後10時～ 午前6時	午後10時～ 午前6時			
作業時間の長さの制限	1号区域	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間			災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間			
連続して作業することのできる日数	1号区域 2号区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	6日間以内			災害、非常の事態、人の生命、危険防止
作業を禁止する日		日曜日、 その他の休日	日曜日、 その他の休日	日曜日、 その他の休日	日曜日、 その他の休日			災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、電業法の必要作業、道路法及び道交法の占用及び許可の時、その他の休日指定

ウ 道路交通振動

振動規制法では、指定地域内において、市町村長が道路交通振動についてその測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損われると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することかできる。

表89 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
	第1種区域		65デシベル
第2種区域		70デシベル	65アンペル

2 特定施設等の届出状況

(1) 振動規制法による特定施設の届出数

表90 特定施設の種別届出数

(昭和56年3月31日現在)

施設の種別	市名				計	
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市		
1 金属加工機械	イ 液圧プレス	25	12	27	4	68
	ロ 機械プレス	165	7	82	7	261
	ハ せん断機	17	15	28	15	75
	ニ 鍛造機	3	16	6		25
	ホ ワイヤーフォーミングマシン					
	小計	210	50	143	26	429
2 圧縮機		37	34	71	4	146
3 破砕機等	破砕機					
	摩砕機	14				14
	ふるい		1			1
	分級機					
	小計	14	1			15
4 織機						
5 コンクリート ブロックマシン 等	コンクリートブロックマシン	2	3			5
	コンクリート管製造機械及びコン クリート柱製造機械					
	小計	2	3		-	5
6 木材加工機械	イ ドフムバーカー		3	2		5
	ロ チッパー	3	6	6	2	17
	小計	3	9	8	2	22
7 印刷機械		48	15	9	5	77
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機						
9 合成樹脂用射出成形機		12		12		24
10 鋳造型機			9			9
	計	326	121	243	37	727
	届出工場・事業場	47	30	25	21	123

(2) 振動規制法による特定建設作業届出数

表91 特定建設作業の種別届出数

(昭和55年度中)

種別	市名				計	
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市		
1 くい打機等を使用する作業	35	61	31	5	132	
2 鋼球を使用して破壊する作業	-					
3 舗装版破砕機を使用する作業		1			1	
4 プレーカーを使用する作業	3	8	1		12	
	計	38	70	32	5	145

第 5 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

われわれが悪臭に対してもっている嫌悪感や不快感は、生活環境、生活様式、個人差等によって異なっている。悪臭苦情は、悪臭発生対象事業場の多様化と、田園地域の宅地化や事業場に近接する住宅の増加等に加えて、個人の感情、利害等が関与して表面化し、訴えの範囲も広がる傾向にある。

県内の悪臭発生事業場は中小規模のものが多く、悪臭防止技術の困難さ及び経済的な面から悪臭防止対策がおこなわれているのが現状である。

昭和55年度の悪臭に関する苦情受理件数は16件で、総苦情受理件数173件の9.2%となっており、発生源別では事業に関連したもののうち畜産業によるものが5件(31.2%)で最も多かった。

悪臭防止法により悪臭物質として指定されたアンモニア等8物質について、悪臭防止の必要な地域、悪臭を発生する工場、事業場等97施設146地点で環境大気中の悪臭物質を昭和55年度中に県が測定した結果は表92-2のとおりである。この測定結果から規制地域内の44事業場で排出された悪臭物質が当該区域の基準値を超えたものではなく、規制地域外の53事業場でもいちばんきびしい規制基準(臭気強度25)以下であった。

表92-1 悪臭苦情受理件数

年 度	公害苦情総受理件数	悪 臭 苦 情 受 理 件 数	
		総 件 数	畜 産 関 係 件 数
5 0	2 0 7	3 7	2 4
5 1	1 8 0	3 3	3 0
5 2	1 7 0	3 5	2 2
5 3	1 9 7	4 0	1 5
5 4	1 7 1	3 2	1 2
5 5	1 7 3	1 6	5

表 92-2 悪臭物質調査結果総括表

昭和 55 年度

項目 市町村別	アンモニア			メチルメルカプタン			硫化水素			硫化メチル			トノメチルアミン			二硫化メチル			化アルセト			スチレン			
	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	
	鳥取市	17	4	5	0	4	5	0	4	5	0	13	25	0	4	5	0	17	33	0	3	3	0	3	3
米子市	3	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
倉吉市	6	2	5	0	4	13	0	3	6	0	5	15	0	4	7	0	5	15	0	2	2	0	1	1	0
境港市	2																		1	1	0	1	1	0	
国府町	1																1	1	0						
岩美町	1																		1	1	0	1	1	0	
船岡町	1																		1	1	0	1	1	0	
河原町	4	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	1	1	0	1	1	0
若桜町	6										6	15	0	5	5	0	6	15	0						
用瀬町	4							4	4	0	4	4	0				4	4	0						
智頭町	3										3	3	0	3	3	0	3	3	0						
気高町	3										3	3	0	2	2	0	3	3	0						
鹿野町	6													6	6	0									
青谷町	5										5	5	0				5	5	0						
泊村	1																		1	1	0	1	1	0	
東郷町	1				1	1	0				1	1	0				1	1	0						
三朝町	4				4	4	0				4	4	0				4	4	0						
関金町	3										3	3	0	2	2	0	3	3	0						
大栄町	10							10	10	0				7	7	0	10	10	0						
東伯町	7										7	7	0	3	3	0	7	7	0						
日吉津村	1	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0						
会見町	5	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	1	1	0
西伯町	3	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0
計	97	20	26	0	27	39	0	35	41	0	68	101	0	50	56	0	83	120	0	13	13	0	12	12	0

表92-3 悪臭規制地域内調査結果総括表

昭和55年度

項目 市町村別	調査工場及び事業場数	アンモニア			メチルメルカプタン			硫化水素			硫化メチル			トリメチルアミン			二硫化メチル			アセトアルデヒド			スチレン		
		測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数	測定施設数	測定地点数	基準超過地点数
鳥取市	13	4	5	0	4	5	0	4	5	0	10	21	0	4	5	0	14	29	0	3	3	0	2	2	0
米子市	3	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
倉吉市	5	2	5	0	3	5	0	3	6	0	4	7	0	4	7	0	4	7	0	2	2	0	1	1	0
境港市	2																			1	1	0	1	1	0
岩美町	1																			1	1	0	1	1	0
船岡町	1																			1	1	0	1	1	0
河原町	4	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	1	1	0	1	1	0
泊村	1																			1	1	0	1	1	0
関金町	3										3	3	0	2	2	0	3	3	0						
東伯町	2										2	2	0	1	1	0	2	2	0						
日吉津村	1	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	0						
会見町	5	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	1	1	0
西伯町	3	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0
計	44	20	26	0	21	26	0	21	27	0	33	49	0	25	31	0	37	57	0	13	13	0	11	11	0

第2節 悪臭防止対策

1 法令による規制

悪臭公害から生活環境を守るため、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され、昭和47年5月31日から施行された。この法律は住民の生活環境を保全するため、住居が集合している地域、学校、病院等の周辺その他悪臭を防止する必要があると認められる地域を対象として知事が地域を指定し、指定地域内で事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出について規制基準を設定することとされている。しかし工業専用地域については地域の特殊性から原則として規制地域の対象とされていない。

県では昭和48年10月12日告示第767号で鳥取市ほか3市9町1村を、昭和49年7月2日告示第571号で東伯町ほか4町を、昭和56年3月24日告示第283号で岩美町ほか4市1村を規制

地域として指定し、5物質について規制基準を定め又、同じく5物質について昭和56年3月24日告示第284号で米子市、日吉津村の規制地域の一部拡大をしている。

昭和51年9月18日悪臭防止法施行令の一部改正により悪臭物質として追加指定された3物質については、昭和56年3月24日告示第285号で鳥取市ほか3市5町2村について規制地域を指定し規制基準を定めている。

悪臭規制指定地域内の事業場等には規制基準の遵守義務が課せられており、知事（指定地域市町村長に事務委任）は、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことにより周辺住民の生活環境がそこなわれていると認める場合には、施設等の改善勧告、更には改善命令を行うことができる。現在規制対象とされている悪臭物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの8物質である。

本県における悪臭規制の状況

○ 規制区域と規制基準

昭和48年10月12日鳥取県告示第767号

区域	悪臭物質 臭気強度 (ppm)	悪臭物質				
		アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル アミン
A	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

昭和56年3月24日鳥取県告示第285号

区域	悪臭物質 臭気強度 (ppm)	悪臭物質		
		二硫化メチル	アセト アルデヒド	スチレン
規制地域 全域	2.5	0.009	0.05	0.4

○ 悪臭物質の臭気強度別濃度

臭気強度	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化 メチル	トリメチ ルアミン	二硫化 メチル	アセトア ルデヒド	スチレン	備考
2.0	0.6	0.0005	0.006	0.003	0.001	0.003	0.01	0.2	
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	総理府令 による下限
3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.1	0.5	2	総理府令 による上限
4.0	10	0.03	0.7	1	0.2	0.3	1	4	

○ 悪臭規制地域（5物質分 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアン）

告示・ 施行年月日	規制地域				告示・ 施行年月日	規制地域			
	市町村名	地域内の区分				市町村名	地域内の区分		
		A	B	C			A	B	C
告示 昭48.10.12 第767号 施行 昭48.10.12 (4市9町1村)	鳥取市	○		○	告示 昭49.7.2 第571号 施行 昭49.7.2 (5町)	八東町			○
	米子市	○		○		気高町	○		○
	倉吉市	○		○		関金町		○	
	境港市			○		東伯町	○	○	
	国府町	○		○		名和町		○	
	郡家町			○	告示 昭56.3.24 第283号 施行 昭56.4.1 (5町1村)	岩美町	○	○	○
	鹿野町		○			船岡町	○	○	○
	青谷町	○				河原町		○	○
	羽合町		○			泊村		○	○
	東郷町	○	○			西伯町	○		○
	三朝町		○			会见町			○
	赤碕町		○			(4市19町2村)			
日吉津村	○		○						
淀江町			○						

○ 悪臭規制地域（3物質分 二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）

告示・施行年月日	規制地域	規制基準
告示昭56.3.24 第285号 施行昭56.4.1 (4市5町2村)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会见町、日吉津村	臭気強度 25

〔注〕 規制区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市町村の公害担当課に備え置いて縦覧に供している。

2 悪臭防止対策

悪臭規制地域内において、悪臭物質を排出している事業場に対する施設の改善指導、悪臭物質の測定等に関しては、市町村長に権限が委任されているが 悪臭物質の捕集測定分析については、高度の専門技術とガスクロマトグラフ等の分析機器を必要とするため、現在のところ市町村では測定体制の整備が困難な実情にある。従って県は測定、分析等に関して積極的な援助を行っているところであるが 今後は、市町村に即応性のある悪臭分析体制が確立されることが望まれる。

現在、法律で規制されている悪臭物質は8物質に限られているが、悪臭物質は他にも多く 複合悪臭もあり、法規制と悪臭被害の実態とに差があること、さらに技術的な面で悪臭物質を的確には握し難い等の問題点があるが 地域住民から苦情のあったものについては、発生原因者に対して施設、作業方法等の改善等必要な措置によって悪臭被害を防止するよう指導している。